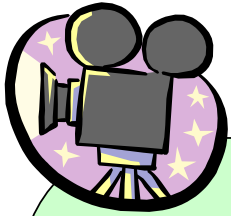


事業名	映画振興への支援	
主管課	(主管課)文化庁文化部芸術文化課(課長:河村潤子)	
事業の概要	<p>当該事業は、主に次の施策から成る。</p> <p><製作支援> 映画製作への重点支援、 新人監督や若手シナリオ作家の作品の製作支援 地域において企画・製作される作品の製作支援</p> <p><上映支援> 国内上映支援 国内映画祭支援</p> <p><海外発信> 海外映画祭への出品等支援</p> <p><顕彰> 優秀映画賞 メディア芸術祭の開催等</p> <p><普及> 子どもたちが映画館等で映画を見る機会の増大のための普及事業</p>	
予算額及び事業開始年度	平成15年度予算額:1,733百万円 事業開始年度:平成15年度	
上位施策目標	施策目標 8-1 芸術文化活動の振興	
必要性	<p>メディア芸術のうち、映画については、国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、海外に日本文化を発信する上でも極めて効果的な映像媒体である。また、デジタル化等の急速な進展に伴うデジタルコンテンツとして新規需要の拡大への対応と我が国の文化振興のけん引力として、その発展が期待されているところである。</p> <p>しかしながら、我が国において、長期的に映画の鑑賞人口が減少傾向にある中、邦画の製作本数、鑑賞者数ともに最盛期に比較して大きく減少しており、日本映画が放置できない状況にある。</p> <p>このような状況において、芸術水準の高い映画製作、地域における地域を題材とした映画製作、若手による映画製作活動の活性化を図り、優れたメディア芸術に関する顕彰や情報発信などによる普及が必要である。</p> <p>メディア芸術の振興は、昨年末成立した文化芸術振興基本法の第9条において「メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする」とされており、同法の成立後、最初の概算要求に当たり、本事業のような施策を講ずることが必要である。</p>	
手段の適正性 (有効性・効率性等)	<p>映画製作をはじめとするメディア芸術の創造・公開には多額の資金を要することから、若手製作者や小規模製作者の創造・公開活動は、極めて困難である。</p> <p>このようなメディア芸術の創造・公開活動を活性化させ、優れた製作者を早く世に出し、その自立を促すには、本事業による財政支援策が最も有効な手段である。</p>	
達成効果及び達成時期	同事業の予算措置により、国内における優れたメディア芸術の創造・公開活動が活性化するとともに、海外へ日本のメディア芸術を発信することにより、国際的な評価の獲得、及び市場拡大による資金調達が可能となり、メディア芸術分野の産業化による更なる振興に繋がる。	平成19年度
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と構造改革の基本方針(平成14年6月25日閣議決定) ・知的財産戦略大綱(平成14年7月3日) ・知的財産戦略について 中間まとめ(平成14年6月13日) (別紙) 	

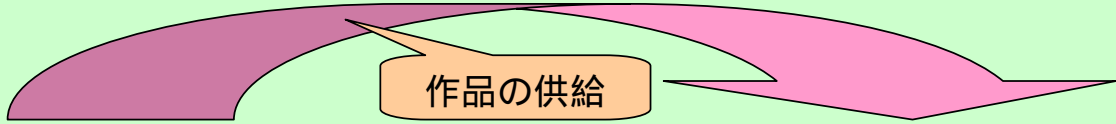
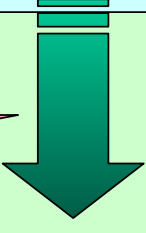
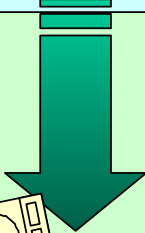


日本映画の創造・発信支援 (「日本文化の魅力」発見・発信プラン)

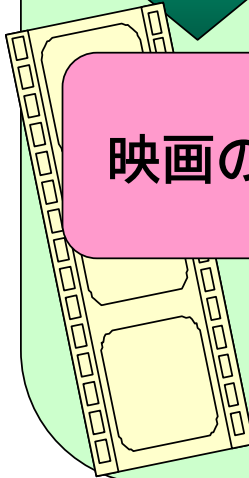
15年度予算額 28 億円

優れた映画作品の製作支援 19 億円
 (特に新人育成)
 日本映画の顕彰やメディア芸術祭の
 開催等 2 億円

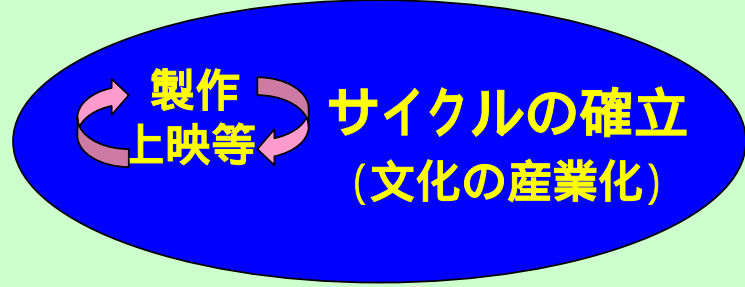
海外での日本映画の上映支援等 3 億円
 国内上映や国内映画祭等への支援 3 億円
 子どもたちへの映画普及事業 0.6 億円



作品の供給



映画の製作



製作
 上映等

サイクルの確立
 (文化の産業化)

映画の上映等



資金の回収

特に海外
 市場の拡大